

各課の仕事

1 消防本部

消防事務を統括しており、課、係は次のとおりです。

(1) 総務課

総務係、管理係及び主査（消防団担当）があります。

ア 総務係は、職員の人事、公務災害及び総合企画（出張所の建設計画等）を主な仕事としています。

イ 管理係は、予算、経理及び消防財産の管理を主な仕事としています。

ウ 主査は、消防団に関する仕事をしています。

(2) 主幹（消防広域化担当）

主幹は、消防の広域化に関する事務、消防・救急無線のデジタル化移行に関する仕事をしています。

(3) 警防課

警防係、防災企画係があります。

ア 警防係は、消防職員の訓練教養の計画立案、救急救命処置に関するメディカルコントロール体制の事務等を主な仕事としています。

イ 防災企画係は、消防計画、消防用水利施設、通信施設及び消防機具等の企画整備に関する仕事を主な仕事としています。

(4) 予防課

予防係、消防設備係、及び保安係があります。

ア 予防係は、建物等の違反処理、防火管理者（防火の責任者）の講習、危険物取扱者や消防設備士等の試験の講習及び少年消防クラブ等の消防関係団体の指導育成を主な仕事としています。

イ 消防設備係は、建築確認の同意（建物新築等の計画時における火災予防上の審査）、消防用設備（消火設備、避難設備等）の設置指導と検査及び適マーク（消防がホテル等を検査した結果を公表、表示する制度）の交付を主な仕事としています。

ウ 保安係は、火災の原因と損害の調査、危険物を貯蔵取扱う施設の許可承認に関する仕事を主な仕事としています。



2 消防署

火災の予防(立入検査、広報等をする事。)、火災の警戒(火災の起こる恐れがある場合に出動すること。)、火災の鎮圧(火災を消火し、被害を軽減すること。)、救急及び救助等の災害活動を行っており、課、係は次のとおりです。

(1) 警備課

警備係、指導係及び査察係があります。

ア 警備係は、災害等の警戒及び防ぎよ、署員の訓練教養計画の作成、警防計画(密集地や特殊建築物が火災になった場合の防ぎよ等の計画)の作成、救助業務の事務処理や救助器具の保守管理、消火栓等の点検整備、消防車両の点検整備等、署の事務の統括調整を主な仕事としています。

イ 指導係は、火災予防運動、市民からの予防相談、学校や町内会での消防訓練における訓練指導などに関することを主な仕事としています。

ウ 査察係は、防火対象物(学校、病院、ホテル、デパート等)の立入検査を実施し、その結果、建物の違反事項などがあれば改善指導をすること、消火・通報・避難誘導訓練の指導及び火災予防の広報活動を主な仕事としています。

(2) 救急指令課

救急係及び指令係があります。

ア 救急係は、事故や急病等の救急業務とその事務処理、応急手当の知識や技術の普及啓発が主な仕事です。

イ 指令係は、119番を受信し、消防車、救助工作車及び救急車等の消防部隊に出動指令を出します。その他無線業務や、老人世帯に設置されている緊急通報システムの受信業務も主な仕事です。

(3) 富丘出張所、向陽台出張所、西出張所、支笏湖温泉出張所、祝梅出張所は、それぞれ各担当区域で警備係、査察係と同じ仕事をしています。

※ 向陽台出張所及び支笏湖温泉出張所は管轄区域の救急業務も担当しています。

3 消防団及び消防団員

普段は、自営業、農業、会社員等の自分の仕事を持っている人が、大きな火事、風水害及び地震等の災害が発生したときに消防団員として出動し、市民のために活動します。各地区には、次の分団があります。

(1) 千歳第1分団(市街地)

(2) 千歳第2分団(市街地)

(3) 東千歳分団

(4) 泉郷分団

(5) 長都分団

(6) 支笏湖分団

(7) 駒里分団

